

令和3年度事業計画

社会福祉法人 大館圏域ふくし会

基調

1. 特定社会福祉法人としてガバナンス(企業統治)を確保するため内部管理体制の基本方針に基づき法人の経営する第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業並びに公益を目的とする事業の適正な法人運営を行う。
2. 法人は、福祉サービスについて、地域住民及び社会福祉に関する活動を行う諸機関、関係団体と相互に協力し、地域における社会福祉の増進に努める。
3. 地域における社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図る。
4. 福祉サービス利用者に対する的確な情報の提供及び利用者の意向を十分に尊重し、法人全事業所が福祉の原点である利用者本位のサービス体制の確立を目指す。
5. 介護サービス事業所の秋田県認証法人更新申請にあたり、課題とされている人材の定着に向けた教育育成・評価システムの構築を継続して行いながら、積極的に情報発信することで人材の確保を図る。
6. 改正高年齢者雇用安定法の施行を受け、70歳までの就業機会の確保に向けた取り組みを行う。
7. 災害発生時における福祉避難所として「要配慮者等」の受け入れ先としての機能を果たし地域社会に貢献する取組を行う。
8. 利用者への虐待等の防止に向けた通報・相談・啓発及び教育の更なる周知徹底を図り、各拠点で公共スペースへ防犯カメラを整備して安全安心が担保された体制強化を図る。
9. 安定した法人経営を図るため、固定経費の削減に向けた取り組みを継続する。

業務

1. 法人運営管理
 - イ) 理事会：法人の業務執行の決定
 - ロ) 評議員会：法人運営にかかる重要事項の審議
 - ハ) 監事会：事業執行の状況、財産の状況を監査
- 二) 運営協議会：事業執行状況の諮問

2. 施設運営管理

- ・施設経営の適正を期するために、定期的に指導助言を行うとともに内部監査を実施する。

3. 諸会議等

- イ) 施設長連絡会議
- ロ) 職種別担当者連絡会議
- ハ) ワーキンググループ会議

4. 事業計画

○法人本部

- ・法人内拠点・各事業所が自らを健全に統治し、利用者の介護・支援にあたっては法令を遵守したうえで職員の資質向上に向けて尚一層の取り組みを図る。

○道目木更生園

- ・利用者への人権擁護を念頭に学習や研鑽に努め、個々の尊厳に配慮した支援やサービスの提供を行う。

○軽井沢福祉園

- ・身体拘束適正化の指針を整備し拘束解除に向けた取り組みを推進する。

○矢立育成園

- ・歯科医師と連携を図り利用者の口腔ケアを強化する。

○白沢通園センター

- ・すべての生産活動に係る作業内容を見直し生産性を強く意識しながら施設運営の適正化を図る。

○長慶荘

- ・利用者の人権擁護に関する意識を高め安全・安心なケアの提供に努めるとともに、多職種間の連携を図り利用者支援サービスの向上に繋げる。

○神山荘

- ・災害発生時における事業継続計画を含めた防災計画の見直しを行う。

○泉町地域ふくしセンター

- ・拠点内事業の年度内移転を控えて、内部統制を再構築して業務に支障が出ないよう取組を図る。

○大館南

- ・生きがい・楽しみ・喜びにつなげることの視点を持ち、個々の暮らしに焦点をあてたユニットケアの推進に努めながら、地域においては更なる信頼関係の構築を目指した事業展開を行う。